

## 日本大学三軒茶屋キャンパス成績評価に関する取扱い

平成 28 年 7 月 14 日制定

平成 28 年 4 月 1 日施行

平成 28 年 12 月 13 日改正

平成 29 年 4 月 1 日施行

### 1 目的

日本大学三軒茶屋キャンパスにおける成績評価の公平性及び一貫性を確保するため、その方針、手段、基準等の要領をここに定める。

### 2 適用範囲

この取扱いを、日本大学三軒茶屋キャンパス（危機管理学部及びスポーツ科学部）において開講されるすべての正課科目の成績評価に適用する。

### 3 成績評価方針

成績評価は、形成的評価を原則とし、学期中において多面的に成績指標を収集して、授業目的の全体的な達成状況を把握しながら、授業の進行、方法等を調整し又は適切な学修支援を行った上で、実施するものとする。

成績評価は、ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）が指示する開発能力（コンピテンス）に対応し、シラバスにおいて示す当該科目の総合到達目標の達成度について実施するものとする。総合到達目標の達成度は、当該目標を構成する個別能力要素について、収集した成績指標に所定の能力認定基準表（ルーブリック）を適用することにより、把握するものとする。

### 4 成績評価手段

成績評価にあたっては、次の手段その他合理的な手段によって収集した成績指標を用いる。当該科目に適用ある成績評価手段は、特定の開発能力との対応関係及び評点 100 点にしめるそのウェイトとともに、シラバスに記載する。

- ① 「授業参加度」 発言、質問、意見の交換など、授業構築への参加の記録。
- ② 「リアクション・ペーパー」 授業内容に関するコメントや質問などを記載させる記述式、記入式又は選択式の調査票であって、授業時間中に実施するもの。
- ③ 「レポート」 報告書又は小論文であって、授業時間外に作成するもの。
- ④ 「ミニ・テスト」 記述式、記入式又は選択式のテストであって、授業時間中に実施する所要時間 10～20 分程度のもの。
- ⑤ 「授業内テスト」 記述式、記入式又は選択式のテストであって、授業時間中に実施するもの。
- ⑥ 「定期試験」 記述式、記入式又は選択式のテストであって、学期末の授

業時間外に実施するもの。

- ⑦ 「実技・パフォーマンス」 実演，技能の実践，ディスカッション，ディベート，プレゼンテーション等の記録。
- ⑧ 「課題」 授業外で行われる授業関連活動の記録。
- ⑨ 「ポートフォリオ」 授業の素材，ノート，成果物を蓄積した学習記録ファイル。
- ⑩ 「卒業論文」 所定の研究計画書を提出し，指導教員による継続的指導を受けて作成された論文。
- ⑪ 「卒業研究」 所定の研究計画書を提出し，指導教員による継続的指導を受けた論文以外の研究成果物。

## 5 成績評価基準

成績は，学則 36 条に基づき，合格（S, A, B 若しくは C 評価）又は不合格（D 評価）で判定し，当該科目の総合到達目標の達成度に基づき次のとおり区分する。

- ① 総合到達目標を十分に達成し極めて優秀な成果を収め，評点 90 点以上を示した者について，S。
- ② 総合到達目標を十分に達成し，評点 80 点以上を示した者について，A。
- ③ 総合到達目標を達成し，評点 70 点以上を示した者について，B。
- ④ 総合到達目標に最低限達し，評点 60 点以上を示した者について，C。
- ⑤ 総合到達目標に達せず，評点 59 点以下を示した者について，D。

## 6 成績評価不能

当該科目に適用ある成績評価手段について，指標の充足率が全体の 5 割に満たず成績評価が不能のときは，E 評価とする。

## 7 成績再評価

D 評価の成績判定を受けた者のうち，評点 40 点以上を示したものに対しては，追加レポート，追加課題又は特別補講の措置を実施する。当該措置により，成績訂正期限までの間に総合到達目標に達したものと認めるときは，所定の手続により成績再評価を行うものとする。この場合において評価は C 評価を上限とし，評点は 60 点とする。

各措置の内容は，次のとおりとする。

- ① 「追加レポート」 報告書又は小論文であって，成績再評価のため追加的に実施するもの。
- ② 「追加課題」 活動記録であって，成績再評価のため追加的に設定するもの。
- ③ 「特別補講」 補習授業であって，成績再評価のために実施するもの。

## 8 並行講座における成績評価に関する調整

同一名称の科目を複数の教員で並列的に担当する場合（並行講座）の成績評価は，担当教員間で協議し，相互に調整するものとする。この場合，原則として，共通シ

ラバスに基づき、授業内容を統一するとともに、該当する開発能力、適用ある能力認定基準表の種類、適用ある成績評価手段の実施頻度及びウェイトを共通化する。ただし、授業内容の統一が困難な場合は、総合到達目標、開発能力及び能力認定基準表を共通化するものとする。

#### 9 オムニバス講座における成績評価に関する調整

同一科目を複数の教員で直列的に担当する場合（オムニバス講座）の成績評価は、担当教員間で協議した上、単位認定権者において行う。成績評価手段は全担当教員間で共有するとともに、単位認定権者となる教員への成績指標の申し送り等について相互に調整するものとする。

#### 10 共同講座における成績評価に関する調整

同一科目を複数の教員で同時並行的に担当する場合（共同講座）の成績評価は、担当教員が成績指標の分析等について相互に調整した上、各自単位認定権者となつて行う。

#### 11 成績評価に関する照会と回答

成績評価の結果及びその過程に関し疑問を有する者は、所定の書式により担当教員（オムニバス講座及び共同講座にあつては単位認定権者）に成績照会を行うことができる。成績照会を受けた教員は、（オムニバス講座及び共同講座にあつては全担当教員が協議の上、単位認定権者が）所定の書式をもって、成績評価の根拠及び成績評価に至るプロセス等について回答するものとする。

### 附 則（平成 28 年 7 月 14 日制定時）

（施行期日）

この取扱いは、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（適用除外）

第 3 条及び第 7 条において、平成 28 年度開講科目の告知済シラバスに記載された成績評価方法と抵触する事項については、同年度中、これを適用しない。

### 附 則（平成 28 年 12 月 13 日改正時）

（施行期日）

この取扱いは、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

以 上

〔添付資料〕

学則 36 条